大阪府は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第50条第1項第5号の規定により、以下の指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消しましたので、お知らせします。

１　指定取消し対象事業者

1. 法人名　一般社団法人　蛍の里
2. 代表者　代表理事　工藤　慶司
3. 法人所在地　大阪府門真市石原町11番18号

２　事業所名及び所在地

1. 事業所名称　　蛍の里事業所
2. 所在地　　大阪府守口市南寺方南通三丁目12番3号‐102号
3. サービス種別　　就労移行支援

３　指定取消し年月日

　平成30年12月28日（金曜日）

４　指定取消しの理由

（１）訓練等給付費の不正請求

　当該事業所は利用者全員（1名除く）について通所実績の有無にかかわらず、受給量を上限とし、訓練等給付費を不正に請求し受領した。また、利用者が通所したことを装うために、利用者をして「サービス提供実績記録票」に記入、押印させた。